処　分　基　準

令和７年３月１日作成

法　　令　　名：	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：	第11条第５項
処 分 の 概 要：	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の取消し又は当該許可を一部の用途が当該許可に含まれないものに変更すること
原権者（委任先）：	宮城県公安委員会
法 令 の 定 め：	・　銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第１号（許可）、第11条第５項
処　分　基　準：	・　当該銃砲等を許可に係る用途（当該許可に係る用途が二以上である場合にあっては、その全部又は一部）に供していないことにつき、許可者に起因しないやむを得ない理由が認められる場合等を除き、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める処分をするものとする。 一　当該許可に係る用途（当該許可に係る用途が二以上である場合にあっては、その全部）に供していないと認める場合、当該許可を取り消すこと。 二　当該許可に係る用途が二以上である場合にあって、その一部に供していないと認めるときは、当該許可を、当該一部の用途が当該許可に係る用途に含まれないものに変更すること。
問 い 合 わ せ 先：	警察本部生活安全企画課（電話221-7171）又は警察署生活安全課
備　　考：	